

令和4年度第1回福岡県環境影響評価専門委員会における委員意見と対応について

No.	質問・意見	対応
1	他に水力や地熱の施設があるが、福岡県には該当しないということで対象施設から外しているのか。	市町村に確認し、将来に設置する可能性が高い太陽光、風力、バイオマスについて設定することとした。 地熱や水力についても、市町村の要望やポテンシャルがあれば、その時点で検討する。
2	対象施設は、環境影響評価の対象となる県アセス条例以上規模のものという理解でよろしいか。	アセス条例の対象となるものに限るものではなく、配慮すべきものについて盛り込むこととしている。
3	バイオマスはエネルギー源が別の場所にある。その別の場所への影響は関係ないと思うがどう考えているのか。	事業者に対するものではあるが、資料3の23ページ「8. 留意事項」で配慮するように記載。
4	鳥獣保護区になっていない区域でも重要な場所がある。考慮すべき区域にバードライフインターナショナルが設定しているIBA(重要野鳥生息地)を追加してはどうか。	資料3の12ページの3風力発電に係る基準(2)市町村が促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項において、収集すべき情報「重要野鳥生息地」の中で記載。
5	特に風力について、3つくらいの自治体において、隣接する場所で開発が行われた場合、ひどい開発になるおそれもあることから、それに対応する方法を検討してほしい。	資料3の9、14、20ページの各対象施設の(2)市町村が促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項において、収集すべき情報「FIT・FIP認定設備の位置等」の中で記載。
6	水面利用は禁止ではなく、ちゃんとルールを作った方がいい。基準案にあまり細かいことまで記載することは制度上難しいと思う。何か考える必要があるのではないかと思う。	市町村の要望があれば、その時点で検討する。
7	農水省が推奨している農地で営農しながら、太陽光パネルを並べることについて、全面的にできないという話が成り立つのか、農政部局と調整が必要。風力についても確認してほしい。	資料3の5ページの各対象施設の(1)促進区域に含めることが適切でない認められる区域の表下部に特例事項として、記載。
8	農山漁村再生可能エネルギー法が改正されて、農地転用のワンストップ化など、手続きが簡易なものがいらなくなって、太陽光を付けて、また外した農地に戻す事業も行われているが、整合は図られているのか。	地域脱炭素化促進事業と同様、計画の申請手続きの中で、関係法令の許可等を行うもので、整合は図られている。
9	県境をまたいだ時にどうするか。	資料3の23ページの8留意事項で整理。
10	生息地等保護区は、今のところなかったと思うが、将来を見据えて設定したものであるのか。	ご意見のとおり

No.	質問・意見	対応
11	<p>歴史的風致維持向上計画で定める重点区域について、太宰府市は、地域の3分の2くらいが重点区域となる。事業計画が散在するため、全部区域指定しているが、実際には、指定された区域に基づいて行う事業は、その中の一部分で行われる。都市計画課に確認してください。</p>	<p>設定しているのは3市町 宗像市は、計画に設置できない旨記載済とのこと。 太宰府市と添田町は、当課及び都市計画課から市の関係部局へそれぞれ確認を行ったが、促進区域に設定することは望ましくないと回答があったため、現行のままとする。</p>
12	<p>環境影響を考えた場合、新たな造成が必要ない既に造成されたゴルフ場跡地、工場跡地などの未利用地を活用することが重要である。土対法の形質変更時要届出区域や廃掃法の指定区域は塩漬けになっている土地があり、外に影響が出ないようにすれば活用できる。配慮すべき区域に入れると、活用しにくくなるため、除外したほうがよいのではないか。</p>	<p>活用は見込まれるが、配慮が必要な区域であるため、現行のままとする。 ただし、資料3の21ページの5地域脱炭素化促進事業への活用が想定される箇所に係る例示として記載。</p>